

東京医科歯科大学医学部附属病院医療安全管理に関する規則

平成16年4月1日
規則第129号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における医療の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療安全管理責任者)

第2条 本院に、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の20の2第1項第1号に基づき、医療安全管理責任者を配置し、医療安全担当副院長をもって充てる。

2 医療安全管理責任者は、医療安全管理部、次条に規定する医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括する。

(委員会の設置)

第3条 本院に、医療法施行規則第1条の11第1項第2号に基づき、医療の安全管理に関する重要事項を審議するとともに、適切な医療の提供及び医療の質の向上を図ることを目的として、医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 医療の安全管理の総括に関すること。
- (2) 医療に係る安全管理のための指針及び医療安全マニュアルの策定及び変更に関すること。
- (3) 重大な医療事故等に関する速やかな原因の究明のための調査及び分析に関すること。
- (4) 前号の分析の結果を活用した医療事故等防止方策の立案及び実施並びに従業者への周知に関すること。
- (5) 医療事故等防止方策の実施の状況の調査及び見直しに関すること。
- (6) 死亡退院事例等の報告の実施の状況の確認及び確認結果の病院長への報告並びに従業者への研修及び指導に関すること。
- (7) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11に規定する医療事故調査及び医療事故調査等支援団体に関すること。
- (8) 医療安全管理部の運営に関する基本的事項
- (9) その他医療の安全管理に関すること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 医療安全管理責任者
- (3) 医療安全管理部長
- (4) 医療安全管理部副部長

- (5) 感染制御部長
 - (6) 薬剤部長
 - (7) 看護部長
 - (8) 事務部長
 - (9) 医薬品安全管理責任者
 - (10) 医療機器安全管理責任者
 - (11) 医療放射線安全管理責任者
 - (12) ゼネラルリスクマネージャー
 - (13) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第13号の委員は、病院長が委嘱する。
 - 3 第1項第13号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日とする。
 - 4 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の委員長・招集・代理出席等)

- 第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。
- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代行する。
 - 3 委員長は、委員会を開催し、その議長となる。
 - 4 委員会は、原則として毎月1回開催する。
 - 5 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
 - 6 前条第1項第2号から第13号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させるものとする。
 - 7 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。
 - 8 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 9 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。
 - 10 委員長が必要と認めた場合は、調査委員会を設置することができる。
 - 11 委員会における審議事項は、病院運営会議に報告するものとする。

(臨時の委員会)

- 第7条 前条第4項の規定にかかわらず、緊急の事案に対応するために委員長が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催することができる。ただし、前条第5項の成立要件を満たさない場合は、あらためて委員会に報告し、承認を得るものとする。

(会議の設置)

- 第8条 本院に、医療事故の防止に資するため、リスクマネージャー会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議の審議事項)

- 第9条 会議は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 本院における医療安全マニュアルの普及・実施に関すること。
 - (2) 安全管理レポートの活用及び改善策の検討に関すること。
 - (3) その他医療事故防止に関すること。

(会議の組織)

第10条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療安全管理部長
- (2) 医療安全管理部副部長
- (3) ゼネラルリスクマネージャー
- (4) 第12条に規定するリスクマネージャー
- (5) その他医療安全管理部長が必要と認める者

(会議の議長・招集)

第11条 会議に議長を置き、医療安全管理部長をもって充てる。

2 議長に事故あるときは、医療安全管理部副部長がその職務を代行する。

3 会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

(リスクマネージャー)

第12条 本院各診療科、中央診療施設等、薬剤部、看護部及び事務部に医療事故防止対策を普及・実施するため、リスクマネージャーを置く。

2 リスクマネージャーは、病院長が任命する。

(事務)

第13条 この規則の実施に関する事務は、医学部附属病院事務部医療支援課が行う。

(雑則)

第14条 この規則に規定するもののほか、医療の安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月1日規則第38号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月31日規則第15号)

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月6日規則第113号)

この規則は、平成26年11月6日から施行し、平成26年11月1日より適用する。

附 則 (平成27年3月10日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項に感染制御部長を加える規定は、平成27年3月10日から施行し、平成26年11月1日より適用する。

附 則 (平成27年6月25日規則第151号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日規則第220号)

この規則は、平成27年12月24日から施行する。

附 則 (平成28年5月11日規則第96号)

この規則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月27日規則第134号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月23日規則第55号）

この規則は、令和2年4月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。